

栗原市新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症について、市、市民及び事業者の責務等を定めることにより、不当な差別的取扱いの発生を防止し、市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「政令」という。）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 事業者 市内で商業その他の事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (3) 無症状病原体保有者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第11項に規定する無症状病原体保有者をいう。
- (4) 患者 新型コロナウイルス感染症に係る患者若しくは患者であった者又は無症状病原体保有者若しくは無症状病原体保有者であった者をいう。
- (5) 患者等 患者及びその家族その他の関係者をいう。
- (6) 医療従事者等 医療従事者その他の医療機関において業務に従事する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民及び事業者に対し新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発並びに情報の収集、整理及び発信を行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めなければならない。

- 2 市は、新型コロナウイルス感染症に関し患者等及び医療従事者等に人権侵害があったときは、当該患者等及び医療従事者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の支援を行うよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に必要な注意を払うよう努めなければならない。

- 2 市民は、患者等及び医療従事者等に対して、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染のおそれがあることを理由として不当な差別的取扱いをしてはならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その従業者が新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染のおそれがあることを理由として当該従業者及びその家族その他の関係者が不当な差別的取扱いを受けることのないよう十分に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、政令第2条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。